

大分県森林環境税報告書(案)

～第3期の検証と今後のあり方～

令和2年8月

大分県森林づくり委員会

目 次

はじめに	1
第1章 大分県の森林の概要	2
第2章 大分県森林環境税制度の経緯	3
第3章 大分県森林環境税の制度について	
1 税制の概要	4
2 税収の状況	5
3 税収の管理	5
第4章 第3期大分県森林環境税活用事業の検証	
I 県民生活と自然環境を守る森林づくり	
(1) 災害に強い森林づくり	6
(2) 里山林の保全と利活用	7
(3) シカ被害対策の推進	8
(4) 森・川・海をつなぐ環境の整備	9
II 森林資源の循環利用による地域活性化	
(1) 健全な人工林資源の再生	10
(2) 森林資源の需要拡大	11
III 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組	
(1) 森林ボランティア活動の推進	12
(2) 森林環境教育・木育の推進	13
(3) 県民参加の森林づくり活動	13
第5章 大分県森林環境税についての県民の意識	
1 大分県森林環境税に期待する取組	14
2 個人を対象にした意識調査結果	15
3 法人を対象にした意識調査結果	15
4 大分県森林環境税の認知度	15
第6章 大分県の森林・林業をとりまく現状と課題	
1 森林・林業を取り巻く現在の状況	16
2 県として取り組むべき森林・林業の課題	17
第7章 大分県森林環境税のあり方について	
1 税制度の継続について	21
2 大分県森林環境税と国の森林環境税の関係	21
3 第4期大分県森林環境税の取組について	22

はじめに

大分県は、県民の理解と協力のもと、平成18年度に森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のための財源を確保するため、5年を1期とする「大分県森林環境税」を導入しました。

以来、税収を活用し、それぞれの期に応じたテーマを掲げ、大分県の森林づくりを推進しており、第3期（平成28年度～令和2年度）は、「県民生活と自然環境を守る森林づくり」、「森林資源の循環利用による地域活性化」、「森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組」の3つの柱に基づく施策を展開してきました。

また、税導入以来、大分県森林環境税の適正な運用を図るために、学識経験者、林業関係者、漁業、NPO、企業等の幅広い分野から選定された委員14名で構成する「大分県森林づくり委員会」において、税収の状況や施策についての県民意見、税活用事業の成果等について検証を行っています。

第3期の最終年度を迎えるにあたり、昨年度から委員会を4回開催し、税活用事業の成果検証を行うとともに、事業実施後もなお残された課題や、新たに生じた課題に対する解決策の検討、また国の森林環境税制度の開始に伴う今後の大分県森林環境税のあり方等について協議を行いました。

協議の中では、災害に強い森林づくりの重要性、充実した森林資源の循環利用による地域活性化の推進、次代を担う子どもを対象とした森林環境教育の充実や、県民意識の醸成の必要性等、様々な意見が出ました。

その結果、委員会の総意として「大分県森林環境税を継続し、今後も森林づくりの課題解決に向けた取り組みを実施していくことが望ましい」という結論に至りました。

本報告書は、「大分県森林づくり委員会」における、こうした検討内容をまとめたものです。

戦後造林された森林が利用期を迎え、森林資源の循環利用が進む一方、多発する自然災害や地球温暖化等の環境問題が深刻化しており、森林が有する多面的機能への期待と関心はますます高まっています。

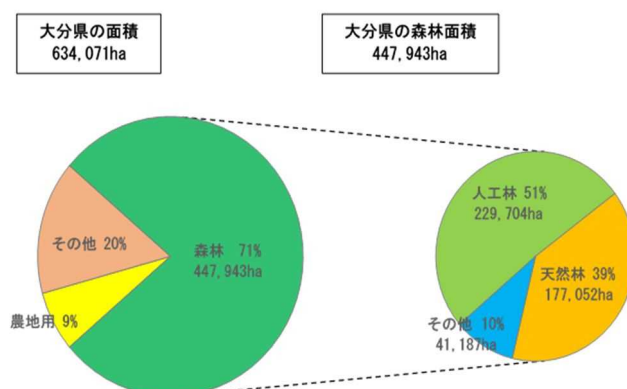
森林は、安心・安全で心豊かな県民生活を支える基盤ともいえます。すべての県民の理解と協力の下、大分県森林環境税を活用した事業が効果的に展開され、森林環境の保全と森林資源の循環利用が適切に行われることで、将来に渡って本県の豊かな森林の恩恵を享受できることを強く切望します。

令和2年8月
大分県森林づくり委員会
委員長 林 浩昭

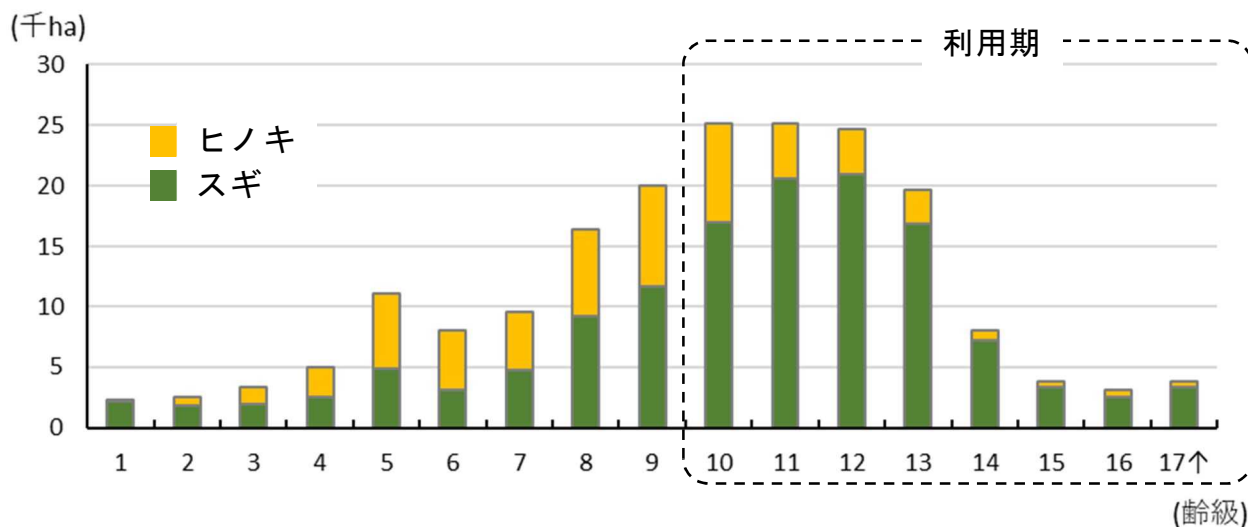
第1章 大分県の森林の概要

大分県の森林面積は447,943haで県土の71%を森林が占め、そのうちスギ、ヒノキ等の人工林は51%、天然林が39%、その他（竹林や無立木地）が10%を占めている。

人工林の多くが戦後の拡大造林の時期に植栽されており、46年生～55年生をピークとした偏った林齢構成となっており、利用期を迎えた46年生以上の民有林のスギ・ヒノキ人工林の面積は、民有林全体の約59%（約11万ha）にのぼる。



【大分県の民有林のスギ・ヒノキの齢級別面積】



※ 1 齢級は 0～5 年生、10 齢級以上は 46 年生以上を指す

森林の総蓄積は 111,370 千 m^3 で、そのうち人工林が 88,647 千 m^3 で 78%、天然林が 22,723 千 m^3 で 22%となっている。（大分県：平成 30 年度大分県林業統計）

本県のスギの造林面積は年間 1,052ha/年で全国 2 位、素材生産量については、981 千 m^3 /年で全国 5 位となっており、全国でも有数の林業県である。（林野庁：森林・林業統計要覧 2019）

第2章 大分県森林環境税制度の経緯

平成14年10月、九州地方知事会は、森林整備のための税制のあり方についての研究を開始し、これと並行して大分県では、平成15年9月に県庁内に大分県森林環境税に関する研究会が設置され、検討が行われた。

これらの検討結果を踏まえて、平成16年5月に、学識経験者等で構成する大分県森林環境税制懇話会が設置され、大分県森林環境税の意義や税収の使途について専門的かつ幅広い見地から議論された。

森林は、水資源のかん養や土砂流出の防止、生活環境の保全、地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しているが、林業生産活動の停滞等に伴う荒廃森林の増加により、それらの機能が低下してきていることや、森林を身近に感じることの少ない生活様式への変化により、森林に関する県民の意識、関心が希薄になっていることから、すべての県民が恩恵を受けている森林を、県民中心、県民参画の理念のもと、県民全体で支えるシステムの構築が提案された。

税制懇話会は、森林保全のための既存施策を進める一方で、新たな森林づくりを行うための財源を確保するとともに、森林に関する意識の醸成を図るため、県民が等しく森林づくりを支援する仕組みとして、大分県森林環境税の創設が有効との意見報告書を取りまとめ、知事に提出し、その具体的な使途として、

- ① 県民意識の醸成
- ② 環境を守り、災害を防ぐ森林づくり
- ③ 持続的経営が可能な森林づくり
- ④ 遊び、学ぶ森林づくり

の四つの提案を行った。

この意見報告書を踏まえ、平成17年3月に「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」いわゆる大分県森林環境税条例が公布され、平成18年4月1日から施行され、以来5年を一期として「大分県森林づくり委員会」において、その成果や在り方について検証を行ってきた。

平成27年度には、第2期の最終年度を迎え、大分県森林環境税の成果について検証を行った結果、大分県森林環境税を継続し税導入当初の目的である「森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のための施策」が引き続き進められるべきであるとの結論に至った。

そして、第3期への継続にあたっては、「自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり」を大きなテーマとして掲げ、豊富な森林資源を活用した特徴ある地域づくりと、健やかで心豊かに暮らせる大分県を築くことを目的とし、事業を次の三つの柱に整理再編することが望ましいとの結論を得た。

- ① 県民生活と自然環境を守る森林づくり
- ② 森林資源の循環利用による地域活性化
- ③ 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組

この意見報告書を踏まえ、平成27年12月24日に「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」が改正され、同日に施行された。

第3章 大分県森林環境税の制度について

1 税制の概要

大分県森林環境税は、県民税均等割の額に一定額を加算する県民税均等割超過課税方式を採用している。県民が広く薄く負担することから公平であり、また、既存の税制を活用しているため県民にわかりやすい簡素な税制となっている。

納税義務者及び税率は、以下のとおり。

納税義務者	<p><u>1 個人</u></p> <p>(1) 県内に住所を有する個人</p> <p>(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する市町村内に住所を有しない者 <非課税となる者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者 <p><u>2 法人</u></p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 県内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、県内に事務所又は事業所を有しないもの</p>														
税率 (年額)	<p><u>1 個人</u> 500円</p> <p><u>2 法人</u> 法人県民税の均等割額の5%</p> <table border="1" data-bbox="440 1447 1295 1850"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th>森林環境税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">資本金等の額</td> <td>1千万円以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分		森林環境税	資本金等の額	1千万円以下	1,000円	1千万円を超え1億円以下	2,500円	1億円を超え10億円以下	6,500円	10億円を超え50億円以下	27,000円	50億円超	40,000円
法人の区分		森林環境税													
資本金等の額	1千万円以下	1,000円													
	1千万円を超え1億円以下	2,500円													
	1億円を超え10億円以下	6,500円													
	10億円を超え50億円以下	27,000円													
	50億円超	40,000円													

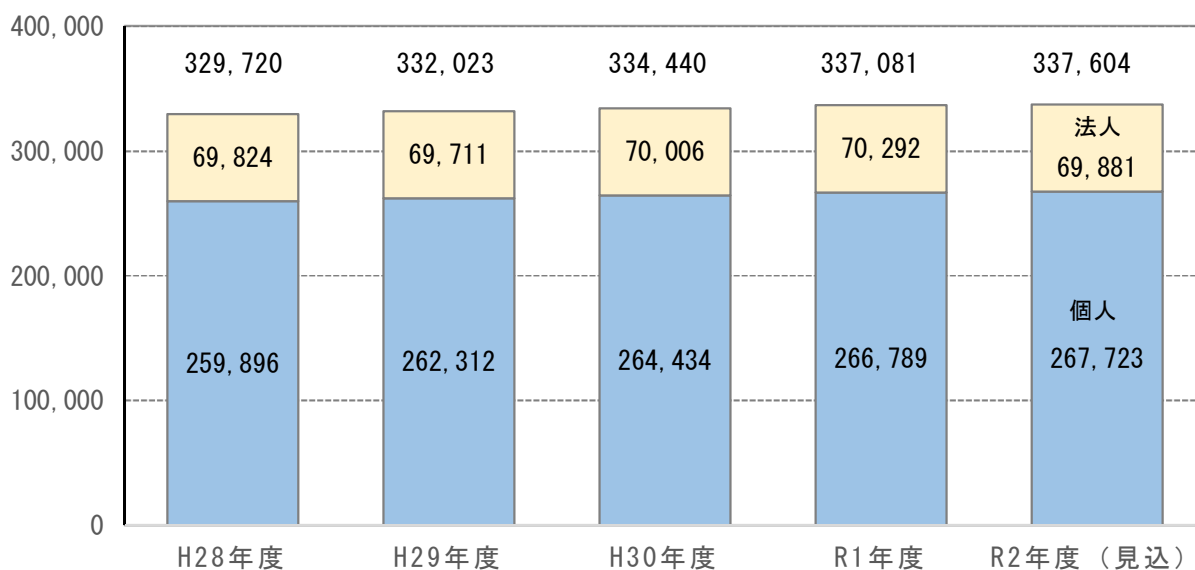
2 税収の状況

大分県森林環境税の単年度税収は、平成28年度以降、個人は約2億6千万円、法人は約7千万円、合計約3億3千万円で推移しており、令和2年度までの5年間の税収は、約16億7千万円となる見込みである。

毎年安定した額の税収があることから、使途事業に計画的に取り組める財源となっている。

【税収の推移】

(単位：千円)



【納税義務者数と税収の状況】

(単位：千円)

年 度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	合計
納 税 義務者数	個人(人)	529,241	534,047	538,176	542,082	543,183	2,686,729
	法人(社)	26,215	26,542	26,887	27,131	27,131	133,906
税 収	個人	259,896	262,312	264,434	266,789	267,723	1,321,154
	法人	69,824	69,711	70,006	70,292	69,881	349,714
	計	329,720	332,023	334,440	337,081	337,604	1,670,868

3 税収の管理

税収は、大分県森林環境保全基金に積み立てて管理することにより、大分県森林環境税の本来の目的に使われる仕組みとなっている。また、基金の運用に関する情報を大分県情報センターで開示することにより、税収の管理における透明性が確保されている。

第4章 第3期大分県森林環境税活用事業の検証

【事業費合計 1,211,157 千円】

第3期（平成28年度～令和2年度）においては、「自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり」をテーマに、「県民生活と自然環境を守る森林づくり」、「森林資源の循環利用による地域活性化」、「森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組」の三つの施策を柱として、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成のための事業が幅広く展開されている。

以下、3つの施策ごとに、これまで4年間の取組成果について検証した。

I 県民生活と自然環境を守る森林づくり

【施策別事業費 549,623 千円】

【施策別事業費割合 45.4%】

県民の安心・安全な暮らしを守るため、災害に強い森林づくりや危険木の事前伐採、竹林整備やシカ被害対策、河川や海岸の環境整備等の取組を実施した。

(1) 災害に強い森林づくり

「災害に強い森林づくり推進事業」

整備面積計： 112.5ha

豪雨時に河川が浸食され、流木となる危険性が高いスギ等の人工林を伐採し、流木の発生を未然に防ぐことを目的に実施。伐採後は、広葉樹の植栽や自然植生の回復等により広葉樹林化する。

第3期は、山国川、花月川、吐合等、流木の発生が懸念される河川沿いの人工林 112.5ha を整備し、流木被害の発生を抑制するとともに自然植生の回復を図ることができた。

【事業イメージ】



河川沿い人工林を伐採



流下しにくい広葉樹に誘導

【市町村別整備面積】

(単位：ha)

	【参考】第2期実績面積				第3期実績面積 ※4ヵ年分				
	H25	H26	H27	市町村別合計	H28	H29	H30	R1	市町村別合計
由布市	3.1		7.9	11.0			6.6		6.9
津久見市								1.0	1.0
佐伯市			0.4	0.4			1.6	2.0	3.8
竹田市	1.7	3.3	8.3	13.3	3.9				4.6
豊後大野市		9.5	8.5	17.9			10.3		11.8
日田市	16.2	5.7	0.8	22.7	4.8	8.0	16.1	18.0	46.9
玖珠町	7.4	11.1		18.5					
中津市	28.8	12.0	15.9	56.7	12.7	12.7	0.9	14.0	40.3
年度別合計	57.2	41.6	41.8	140.5	21.4	20.7	35.5	35.0	112.5

【日田市釜ヶ瀬川支流】



事業前



事業後

(2) 里山林の保全と利活用

「魅力ある景観づくり推進事業」

整備した視点場：64箇所

県内には自然豊かな景観資源が多数あるが、手入れされず放置された樹木が成長し、景観を阻害している箇所が多く見受けられる。これらの樹木を伐採することにより眺望を回復し、伐採後は地元団体が維持管理することで良好な景観の再生・維持を図ることができた。

【両合棚田(宇佐市)】



事業前



事業後

「荒廃竹林整備・利活用推進事業」

整備した竹林面積：35ha

竹材やタケノコの需要量は、外国産や代替品等の台頭により減少し、放置竹林が増加しており、面積を拡大し里山の荒廃、生態系の単純化、土砂崩壊防止機能の低下を招いている。

竹材・タケノコ生産林として持続的管理が見込める荒廃竹林については、伐竹による林内の整理及び作業道の開設を行い、竹材・タケノコ生産林としての再生が図られた。



事業前



事業後

(3) シカ被害対策の推進

「鳥獣被害総合対策事業」

捕獲頭数：139,780頭

増えすぎたシカによる農林業被害が県内各地で発生しており、樹木の剥皮被害、造林木やクヌギ萌芽への食害が発生している。このため、シカの捕獲報償金に上乘せ補助を行い捕獲の強化を図った。平成20年度の事業開始以降、シカによる農林業被害額は減少傾向にある。

【シカによる森林被害】



剥皮被害

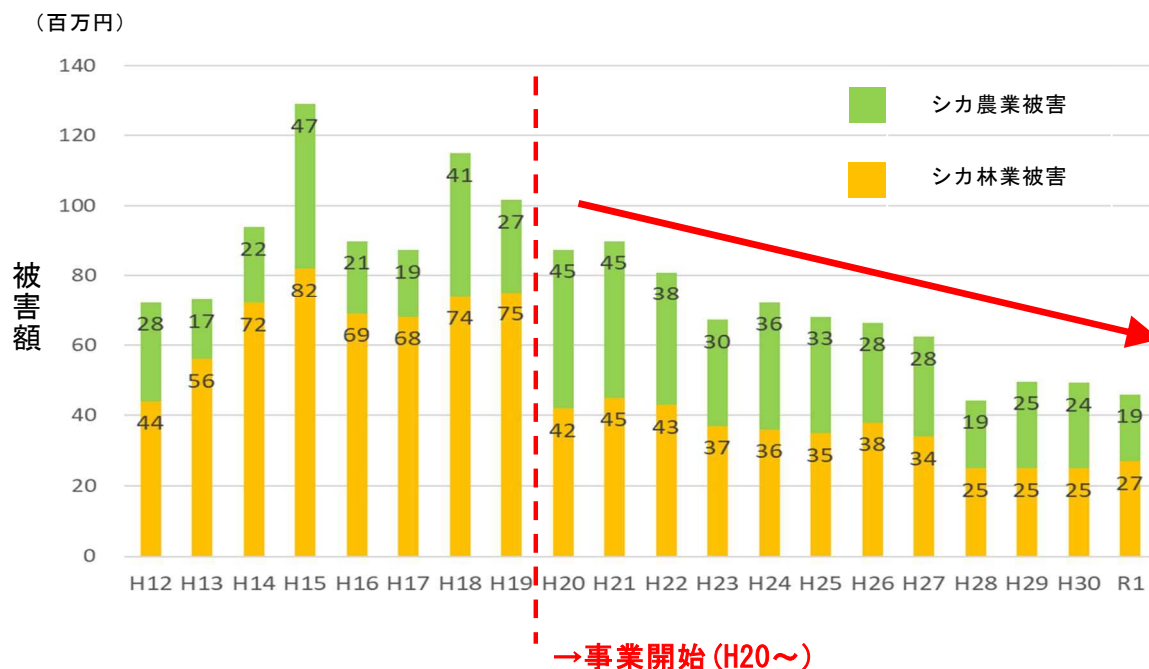


再造林地の食害



クヌギ萌芽の食害

【シカによる農林業被害額の推移】



(4) 森・川・海をつなぐ環境の整備

「森と海をつなぐ環境保全推進事業」

実施箇所数：23 漁港

回収量：1,338 m³

台風や豪雨により河川沿いの立木が流出すると、漁港や港湾内に漂着・滞留し、漁業活動の障害となる。このため、漁業関係者が自ら迅速に流木を回収することで、漁業被害の防止・軽減が図られた。



事業前



事業後

II 森林資源の循環利用による地域活性化

【施策別事業費 400,914 千円】

【施策別事業費割合 33.1%】

県内の豊富な森林資源を有効に活用するためには、伐って、使って、植えて、育てる循環型林業を確立する必要がある。このため、低コスト再造林や、公共施設における県産材の利用推進に向けた取組を実施した。

(1) 健全な人工林資源の再生

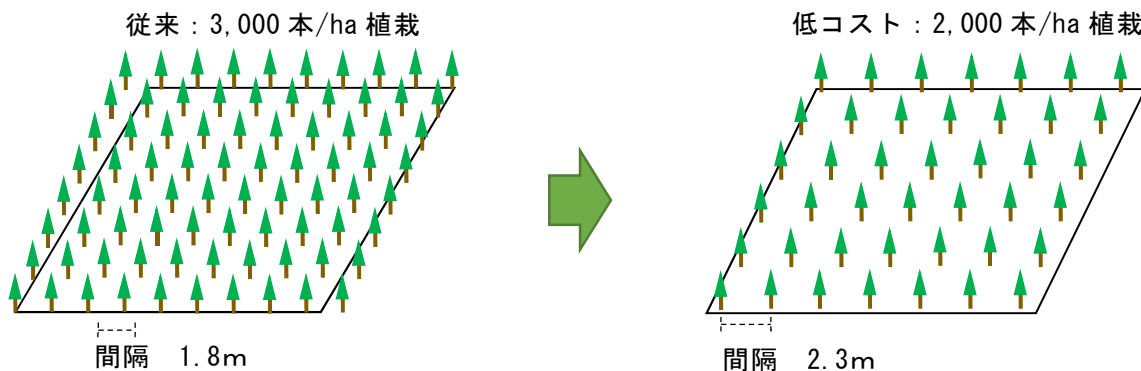
「再造林促進事業」

低コスト再造林面積：3,074ha

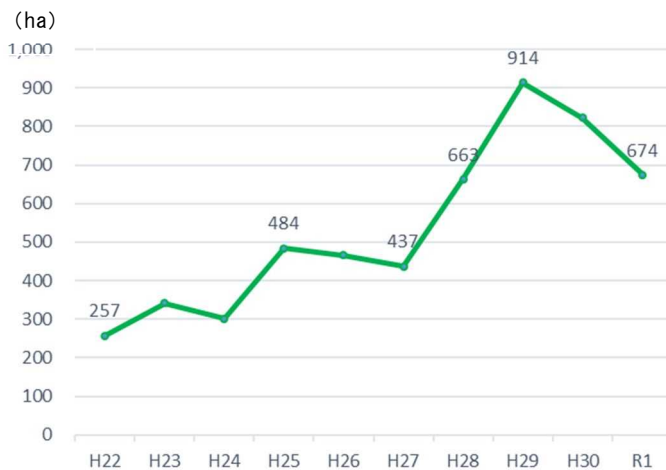
県内の人工林は利用期を迎えており、主伐に伴う再造林も増加傾向にある。林業適地における低コスト再造林（植栽本数 1,000～2,000 本/ha）を支援することにより、森林整備の育林コストを低減し、持続的な林業経営を推進した。

平成21年度のスギ・ヒノキの低コスト再造林の割合は44%であったが、令和元年度は95%まで増加し、再造林のコスト低減が図られた。

【スギ低コスト再造林のイメージ】



【低コスト再造林の実施面積の推移】



スギの低コスト再造林(2,000 本/ha)現地

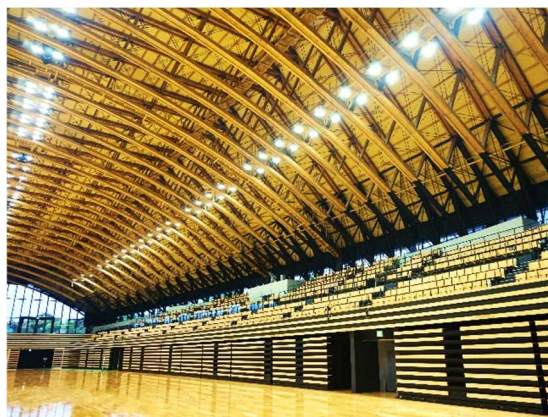
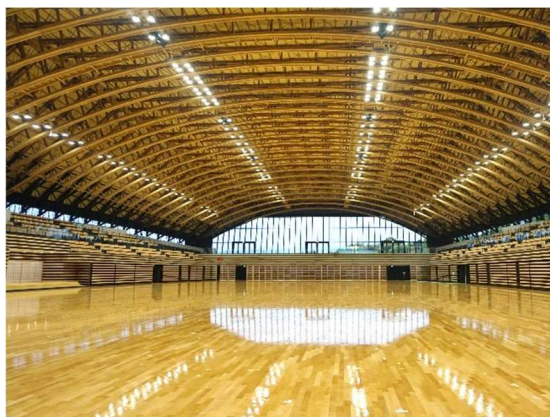
(2) 森林資源の需要拡大

「県立スポーツ施設建設事業」

利用量：構造材 972 m³ 内装材 13 m³

大分県立武道スポーツセンターの屋根構造の木造化にかかる経費の一部に助成を行った。無垢の木材を使った屋根構造としては、日本最大規模であり、ラグビーワールドカップをはじめとした各種イベントが開催されている。大分県産材の供給力や、大規模建築物に木材を利用する高い技術力を全国アピールすることができた。

【武道スポーツセンター内部】



天井のアーチ構造は全て大分県産材を活用

「森林認証材等供給体制整備事業」 大分県産スギ材(日田市、佐伯市) 22 m³

東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い整備される、選手村ビレッジプラザへ、大会組織委員会の仕様に基づき、県と日田市、佐伯市の3者共同で約 22 m³の森林認証材を納入した。国際的な大会の施設に使用することにより、国内外へ大分県の森林認証材供給体制のPRをすることができた。



ビレッジプラザ内部の写真



使用された森林認証材(産地を印字)

Ⅲ 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組

【施策別事業費 260,620 千円】

【施策別事業費割合 21.5%】

県民が森林にふれ親しみ、全ての県民で森林づくりを支える意識の醸成を図ることを目的に、森林づくりボランティア活動、森林環境教育、森林レクリエーション環境の改善に向けた取組を実施した。

(1) 森林ボランティア活動の推進

「森林づくりボランティア活動促進事業」

森林ボランティア延べ参加者数：50,406 人

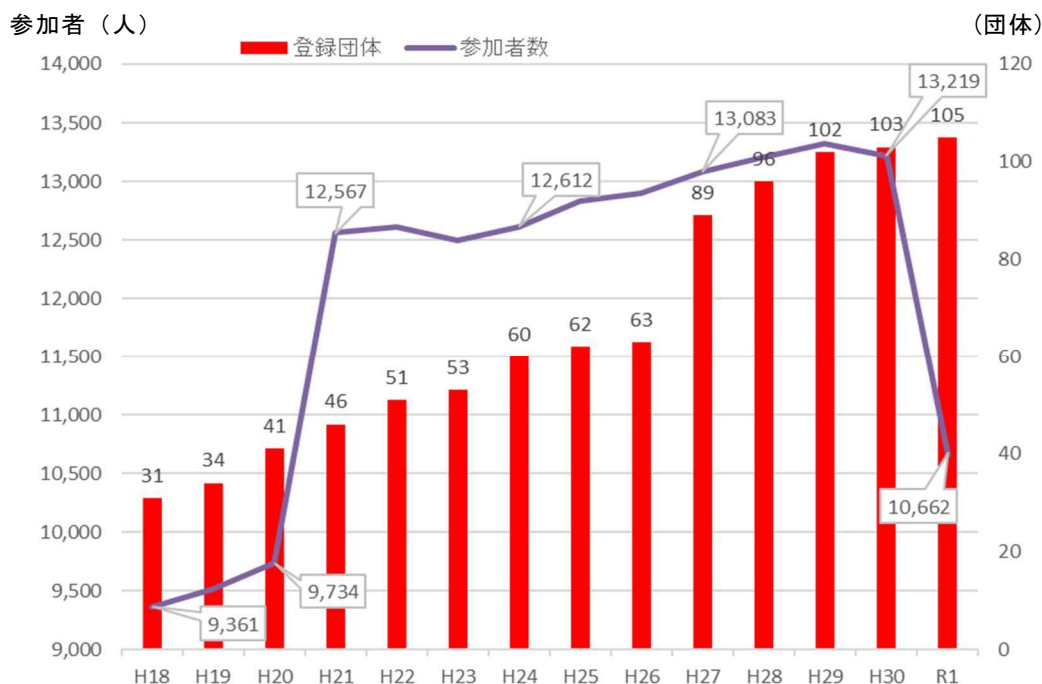
県内の森林ボランティア活動情報の収集・発信や、森林ボランティアの技能向上を図るための講習会を開催した。

また、県民自らが企画し取り組む森林づくり活動への支援を行うことで、森林ボランティア団体数、森林ボランティア参加者数が増加し、里山林の整備・保全が図られた。



森林ボランティア技能向上研修

【森林ボランティア団体数と参加者数の推移】



※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でボランティア参加者人数が減少

(2) 森林環境教育・木育の推進

「森林環境教育・木育促進事業」

自然体験学習会の講師派遣：1,951人
延べ体験児童数：18,309人

次世代を担う子供たちに森林や自然に対する理解を深めてもらうための森林環境学習会における講師派遣や、将来の森林づくりを担うリーダーとしての資質向上研修により、子ども達の森林づくり意識の醸成につながった。



【森の先生派遣による森林体験学習の実績】

森の先生による自然体験

年度	H28	H29	H30	R1	合計
体験児童数（人）	4,126	4,679	4,939	4,565	18,309
派遣回数（回）	450	485	524	492	1,951
派遣講師数（人）	92	102	95	85	374

「おもてなしトイレ緊急整備事業」

整備箇所：①中津市八面山【新築】②由布市男池【改修】

県内観光施設等におけるトイレは老朽化が進んでいる。そのうち、森林公園等設置されているトイレについて、受入れ環境を整備することで、森林レクリエーション機能の向上が図られた。



中津市八面山

(3) 県民参加の森林づくり活動

「みんなで支える森林づくり推進事業」

大会参加延べ人数：2,561人

県民参加の森林づくりを推進するため、毎年、県と市町村共催による豊かな国の森づくり大会を開催し、地元住民や学生、森林ボランティアによる植樹活動を行った。



H28 中津市



R1 津久見市

【豊かな国の森づくり大会開催実績】

単位：人

年度	H28	H29	H30	R1	合計
開催市町村	中津市	日田市	豊後大野市	津久見市	—
参加者数	860	600	801	300	2,561

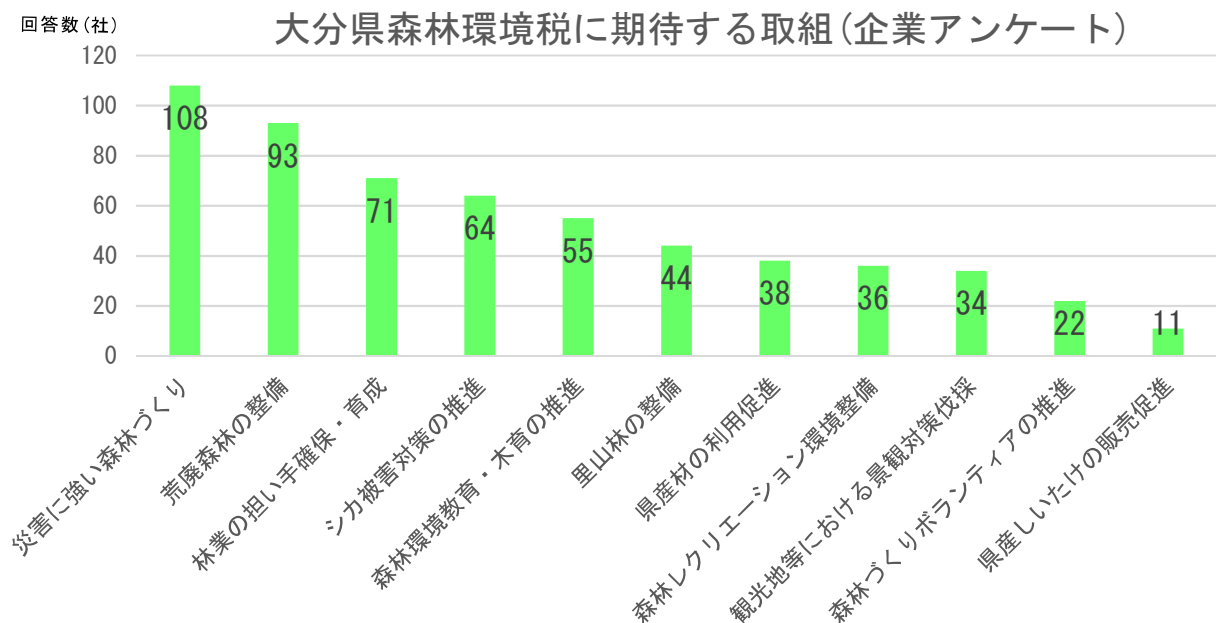
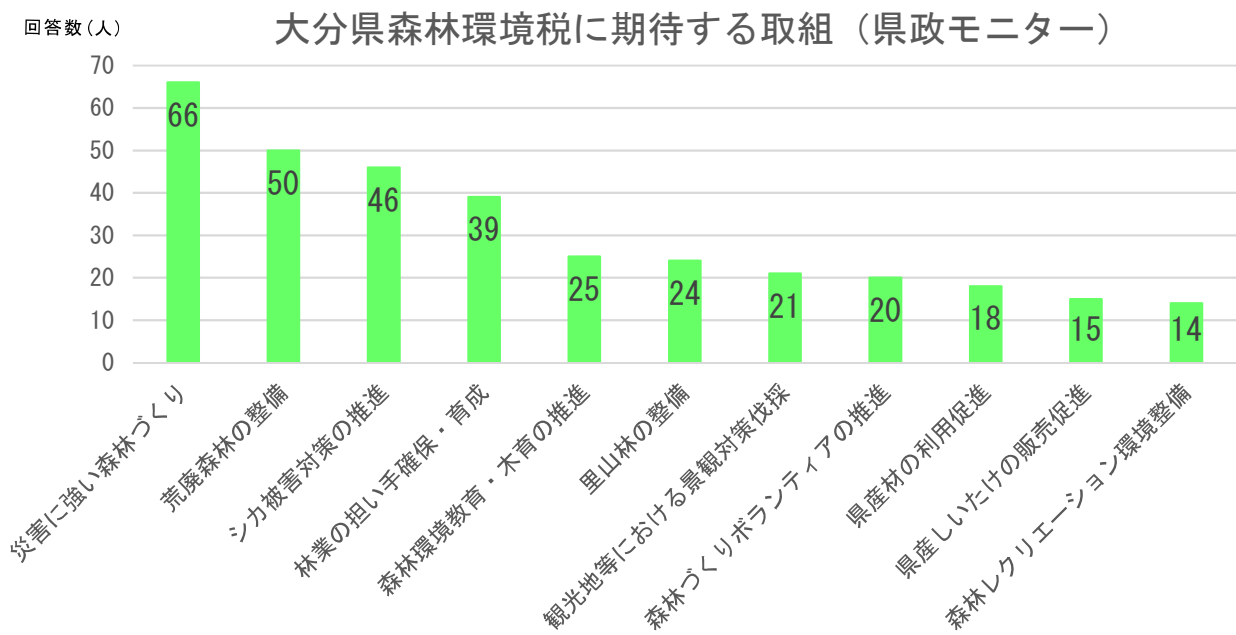
第5章 大分県森林環境税についての県民の意識

1 大分県森林環境税に期待する取組

大分県森林環境税の使途として重点を置くべき事業についての問いに対する結果は下記のとおりである。

「災害に強い森林づくり」が最も多く、次いで「荒廃森林の整備」「シカ被害対策」「林業の担い手確保と育成」「森林環境教育・木育」と続いている。

近年、自然災害が多発していることから、「災害に強い森林づくり」に対する期待が大きいことがうかがえる。



2 個人を対象にした意識調査結果

県は、令和元年11月に、県政モニター163名に対してアンケートによる意識調査を実施した。調査票はメールまたは郵送し、80名から回答を得た（回答率49%）。

この調査結果によれば、森林の手入れが不足し、森林の公益的機能の低下を招いている現状について、61%が「知っている」と答えている。

また、個人の税額の妥当性についての問いに対しては、72%が「妥当な金額」と回答している。

税を活用した事業の実施内容については、「大いに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて81%であった。

大分県森林環境税の継続についての問いに対しては、「大いに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて87%であった。

これらのことから、県民は公益的機能が低下しつつある森林の現状を認識し、森林環境を保全するためには、今後も税を負担して対策を講じる必要があると感じていることがうかがえる。

3 法人を対象にした意識調査結果

令和2年2月に大分県内に事業所を有する法人から、無作為に1,000社を抽出し、県政モニターと同様のアンケート調査を行い、380社から回答を得た。

この調査結果によれば、森林の手入れが不足し、森林の公益的機能の低下を招いている現状について、51%が「知っている」と答えている。

また、法人の税額の妥当性についての問いに対しては、71%が「妥当な金額」と回答している。

税を活用した事業の実施内容については、「大いに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて74%であった。

大分県森林環境税の継続についての問いに対しては、「大いに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて77%であった。

これらのことから、法人についても、公益的機能が低下しつつある森林の現状を認識し、森林環境を保全するためには、今後も税を負担して対策を講じる必要があると感じていることがうかがえる。

4 大分県森林環境税の認知度

大分県森林環境税の認知度については、個人の42%が知っているとは回答し、平成27年調査時の36%から6%向上しているものの、税導入後14年を経過している中で、県民への周知が十分とは言えない。このため、ホームページや新聞による既存の広報だけでなく、SNS等を活用した情報発信や、事業実施者と連携した広報により、大分県森林環境税を活用した取組への理解と協力を求めるが重要である。

第6章 大分県の森林・林業をとりまく現状と課題

1 森林・林業を取り巻く現在の状況

県土の71%を占める森林は、土壌の保全、水源のかん養、木材生産、森林レクリエーション等の多面的機能の発揮により、県民生活に大きく貢献している。

しかし近年は、集中豪雨や台風による土砂崩れや流木災害が多発しており、これらの対策のためにも、災害に強い森林づくりの取組が求められている。

また、シカによる森林被害については、減少傾向にあるものの、依然として植栽した苗木や下層植生の食害による林地荒廃が懸念されることから、被害対策の継続と強化が求められている。

一方、戦後造林された人工林は利用期を迎え、大分県では全国に先がけて主伐が進んでいる。近年では木質バイオマス発電所の燃料需要や、大型合板工場の稼働開始など、地域材の需要が増加傾向にある。これに伴い、皆伐跡地の再造林面積が増加し、植栽密度を減らした低コスト再造林や、花粉の少ない品種の導入等の取組が進んでいる。

このような中、人口減少社会を迎える今日において、担い手不足が全産業における喫緊の課題となっており、林業・木材産業界においても、素材生産や再造林・育林、木材加工の担い手が不足している状況にある。

また、令和4年度には、全国育樹祭が本県で開催予定であり、大会の趣旨として森林資源循環の推進や、次世代を担う子どもたちの育成が掲げられている。これを契機として、大分の森林づくりの魅力を広く発信し、将来を担う人材の育成・確保に繋げる必要がある。

地域においても、地球温暖化問題や生物多様性の保全への関心の高まりから、森林ボランティア団体による里山林の保全活動に加え、子どもを対象とした森林環境教育を行う団体も増えている。

世界に目を向けると、平成27年に国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、「気候変動対策」や「陸の豊かさも守ろう」といった目標の達成に向けた企業の取組も始まっている。

国においては、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成するため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、令和6年度から国税として森林環境税の課税が開始されることとなっている。

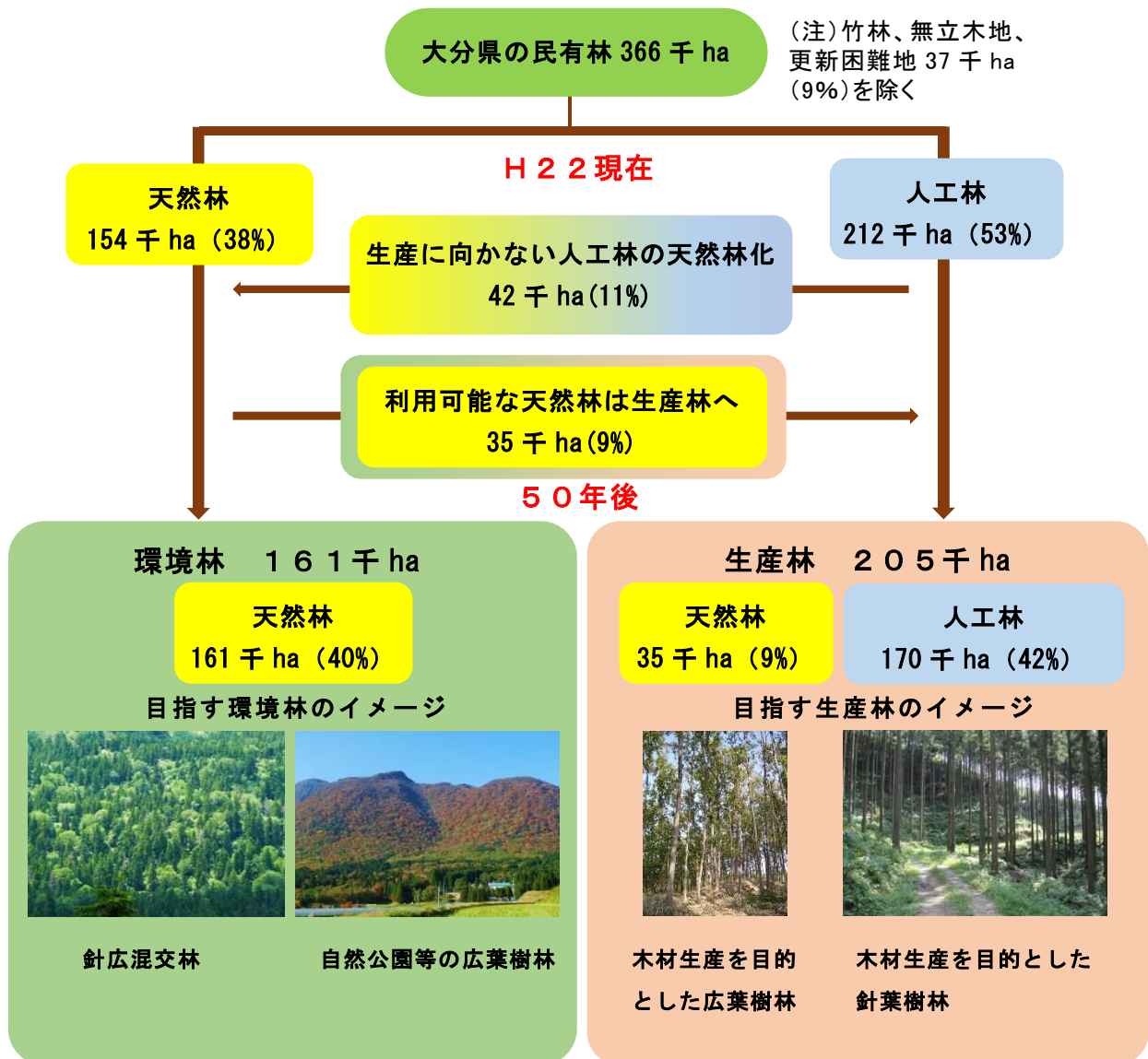
2 県として取り組むべき森林・林業の課題

以上のような、森林・林業を取り巻く状況を踏まえ、次の5つの課題に重点的に取り組み、森林を適正に管理し、森林資源を循環利用していくことが求められる。

(1) 災害に強い森林づくりの推進

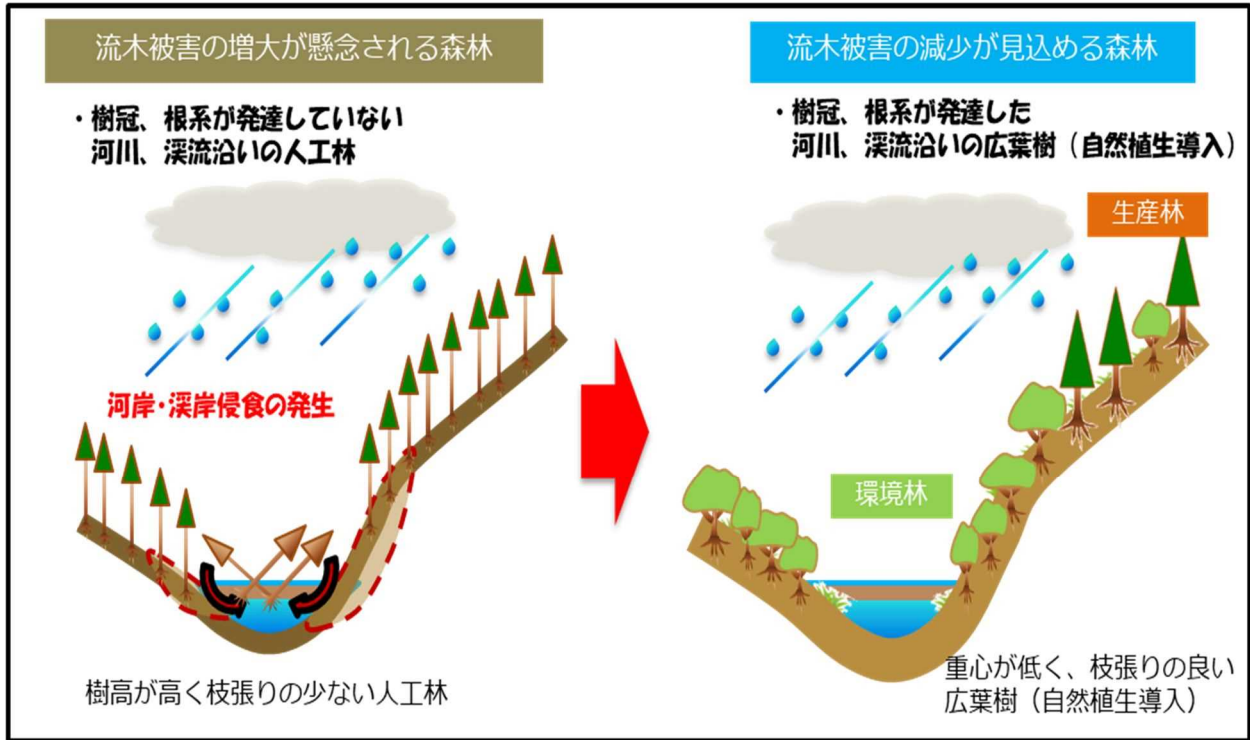
県土を保全し、県民の安全・安心な生活環境を守るためには、流木被害が懸念される河川沿いの人工林整備や、急傾斜において大径化した人工林の整備等が必要である。これらの人工林については、更新伐を行い、針広混交林化や広葉樹林化を推進し、適正な管理をすることで、森林の公益的機能の発揮を図ることが重要である。

【50年後の誘導目標】「次世代の大分森林づくりビジョン」より

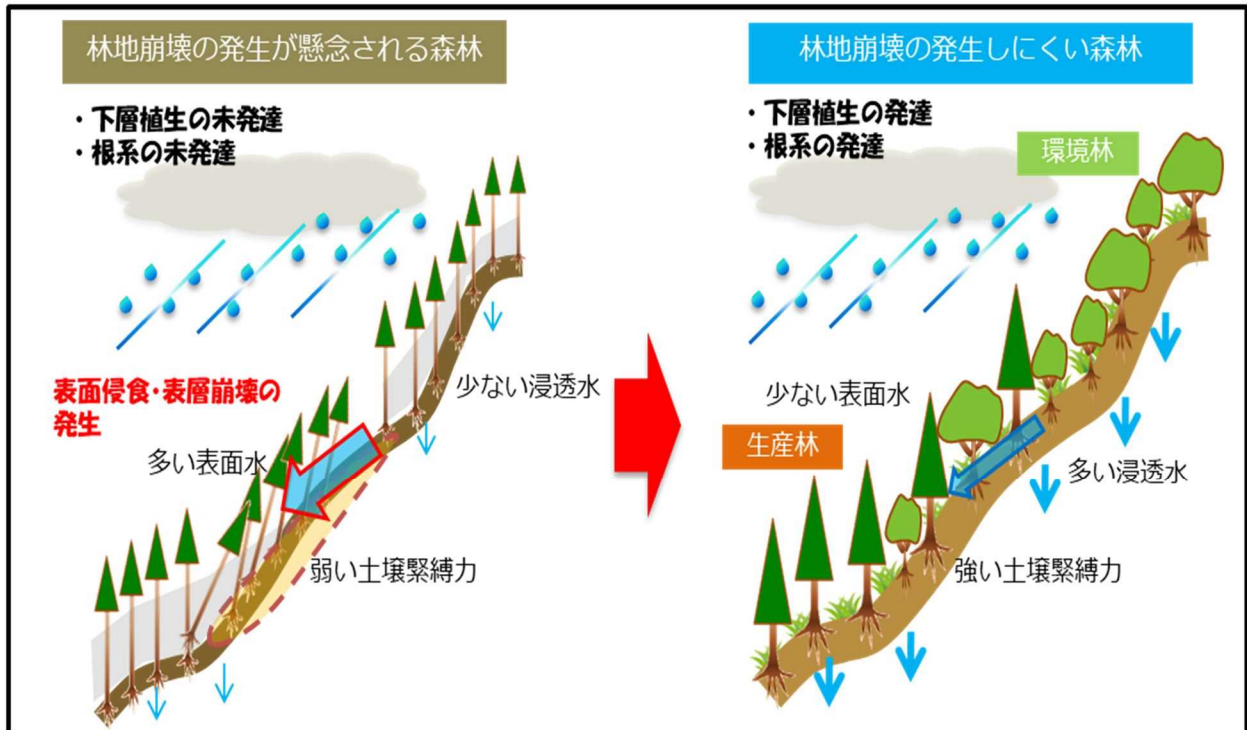


【災害に強い森林への誘導】

[流木の発生しにくい森林への誘導イメージ]



[林地崩壊の発生しにくい森林への誘導イメージ]



（「次世代の大分森林づくりビジョン H29 改訂版」より）

(2) 鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣による農林業被害のうち、林業においてはシカによる被害が全体の約80%を占め、植栽した苗木や下層植生の食害による林地荒廃が危惧されるとともに、林業経営意欲の低下を招く要因の一つとなっている。被害軽減や森林生態系の保全を図るためには、シカ捕獲による生息頭数の適正化や狩猟者の育成、防護柵設置等による被害防止対策の継続と強化が必要である。

【シカによる農林業の被害額目標】

単位：百万円

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額	42	38	36	36	36

県内における最終的な目標生息頭数は、シカ被害が目立った影響が出ないとされる生息密度3頭/km²から設定した9,500頭を目指す

(大分県：第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画【第2期】)

(3) 森林資源の需要拡大と健全な人工林資源の循環

充実した森林資源は利用期を迎えており、近年では製材品以外にも、バイオマス燃料や合板用材としての需要が増加している。これに伴い人工林の伐採が増加傾向にある中、森林資源の循環利用に向けては、確実な再生林の実施と林業の低コスト化、新技術の導入、花粉の少ないスギ品種への転換等、目指すべき森林の姿に応じた森林づくりの取組が重要である。

【素材生産量目標】

単位：千万m³

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
素材生産量	1,510	1,550	1,575	1,600	1,600

【再生林率目標】

単位：h a

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
再生林率	74%	76%	77%	79%	80%

(大分県：おおいた農林水産業活力創出プラン2015【R2.3月改訂版】)

(4) 林業の担い手確保・育成

人口減少や高齢化が進む中、森林資源の充実に伴う主伐・再造林にかかる事業量が増加している。また、森林環境譲与税の創設に伴い、新たな森林管理制度に対応できる担い手の確保・育成が重要な課題となっている。

そのため、研修制度や安全装備の充実等、林業の労働環境の改善を図るとともに、意欲と経営力の高い事業体を育成していく必要がある。

【地域林業の中核を担う経営体数の目標】

単位：事業体

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
中核林業経営体数※	19	23	27	31	35

※年間の素材生産1万m³以上かつ再造林の実行体制を有する事業体

(大分県：おおいた農林水産業活力創出プラン2015【R2.3月改定版】)

(5) 森林林業教育の推進

将来にわたり、大分の森林環境の保全と林業・木材産業の発展を図っていくためには、次世代を担う子どもたちに対する森林林業教育の推進が重要である。

本県においては、令和4年度に全国育樹祭が開催予定であり、これを契機に、学校教育と連携し「森林ESD」の考え方を取り入れるなど、より体系的・継続的な教育プログラムへ発展させるための体制構築が必要である。



子ども達を対象とした森林体験学習

(6) 里山林の保全と利活用

里山周辺地域の過疎化と都市部への人口の集中、森林所有者の高齢化が進む中、日常生活において県民が森林にふれ親しむ機会が減少している。

今後、里山林を保全し、森林にふれ親しむ機会を創出するために、森林ボランティア活動の推進や、景観林としての整備、心身を癒す場として森林レクリエーションに活用する等、多くの県民が里山林に持続的に関わる機会をつくる必要がある。



森林ボランティアによる竹林整備(佐伯市)

【森林ボランティア参加者目標】

単位：人

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
参加者	13,300	13,400	13,500	13,600	13,700

(大分県：第3次大分県環境基本計画【R2.3月改訂版】)

第7章 大分県森林環境税のあり方について

1 税制度の継続について

大分県森林環境税を活用した取組みについては、自然環境や社会情勢の変化に応じ、県民理解のもと事業が展開され、一定の成果が見られている。

しかしながら、山村地域の過疎化や不在村所有者の増加により管理放棄森林が増えつつある中で、健全な森林環境を保全し、森林資源を循環利用していくためには「荒廃森林の整備」や「木材需要拡大と健全な人工林資源の再生」等の取組を継続していく必要がある。

また、近年の自然災害の増加に伴う流木被害やインフラへの被害の発生等、新たな課題への対応も生じてきている。

加えて、環境問題への関心が高まる中、森林の公益的機能の発揮に対する県民の期待は大きくなっており、こうしたニーズに応えることができる多様な取組がますます重要となってきている。

以上のことから、県民の理解と協力の下に、森林づくりの課題解決に向けた施策に要する財源を確保するため、大分県森林環境税を継続し、税条例に定められた「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」に引き続き取り組むことが必要である。

県民・法人の意識調査の結果をみても、その取組については一定の理解が得られているものの、ホームページや新聞等の既存の広告媒体だけでなく、SNS等も積極的に活用し、より広い世代に税制及びその取組みについて周知を進め、県民理解を得ていくことが重要である。

税率については、導入から15年を経過し、現在の税負担がおおむね県民や法人に受け入れられていることから、これを維持することが妥当である。

なお、九州内で大分県森林環境税を導入している他の6県はすべて大分県と同じ税率であり、全国で大分県森林環境税を導入している37県のうち20県が大分県と同じ税率である。

2 大分県森林環境税と国の森林環境税の関係

大分県森林環境税は、「森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成」を図ることを目的に、国に先駆け平成18年度から導入されており、大分の森林を次世代につなぐため、森林資源の循環利用に向けた既存の取組に加え、新技術の導入や森林ESD、企業のSDGsによる取組支援等にも支援していくこととしている。

一方で、令和6年度より課税が開始される国の森林環境税は、「パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する」という観点から創設されており、本県では各市町村の森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組支援、林業従事者の確保・育成、新たな木材利活用に向けた需要開拓等に活用することとし

ている。

両税は課税目的が異なるものの、増大する林業行政ニーズに的確に応え、森林の多面的機能の維持増進に資するよう、互いに連携した取組を進めることが求められている。

3 第4期大分県森林環境税の取組について

大分県森林環境税の継続にあたっては、重点的に取り組むべき課題の解決に向けて、以下の施策に取り組むことが望まれる。

大テーマ：大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ

I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり

森林の持つ多面的機能の発揮により、豪雨や台風をはじめとした自然災害等から、県民の命と暮らしを守る森林づくりを推進する。

(1) 災害に強い森林づくり

森林の公益的機能の発揮に向けた河川沿いや急傾斜地の森林整備による、針広混交林や広葉樹林へ誘導する森林づくりを推進する。

(2) シカ被害対策の推進

森林資源の確保と林業被害の軽減を図るため、シカ被害対策を推進する。

(3) 森・川・海をつなぐ環境の整備

森から海への流域全体の保全につながる森林づくりを推進する。

II 森林資源の循環利用による地域活性化

利用期を迎え充実した森林資源の利活用と、資源循環に向けた取り組みを推進し、森林・林業の成長による地域活性化を推進する。

(1) 健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進

森林資源の循環利用を図るため、伐採跡地における確実な再生林を推進する。併せて、新技術の導入や、花粉の少ない品種や成長の良いスギ品種の導入等の、林業低コスト化に向けた取組を推進する。

(2) 森林資源の利活用推進

竹材の利活用推進や、公共施設等への県産材の利用を推進する。

Ⅲ ^{もり}森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組

県民が森林にふれ親しむ機会を創出するとともに、次の世代を担う子供達に森林の大切さを伝えることで、全ての県民でおおいたの森林づくりを支える意識の醸成を図る。

(1) 里山林の保全活動の推進

県民の目にふれる機会の多い里山景観の保全等を推進する。

(2) 森林ボランティア活動の推進

県民一人一人が、身近な森林づくり活動に参加し、県民みんなで森林を守る意識を醸成するため、森林ボランティアの技術向上や活動情報の発信を推進する。

(3) 森林林業教育・森林 ESD の推進

全国育樹祭の開催を契機として、次世代の森林づくりを担う子供たちに、森林の多面的機能や、森林整備の重要性、木材利用の意義について理解を深め、将来にわたり森林・林業に関心を持ってもらえるよう、学校や地域における体系的・継続的な森林林業教育を推進する。

(4) 森林づくりへの理解を広げる取組

大分県森林環境税を活用した森林づくり活動や、その必要性について、県民の理解と協力が得られるよう、メディア等による広報活動を行う。

また企業のSDGsによる取組支援や、森林サービス産業の創出、県民参加型の森林づくりイベントの開催を推進する。

資料（目次）

○大分県森林環境税の導入状況（全国）	P1
○県民アンケート結果	P2
○大分県森林づくり委員会設置要綱	P3
○森林づくり委員会委員名簿	P4
○森林環境保全の保全のための県民税の特例に関する条例	P5-6
○大分県森林環境保全基金条例	P7
○森林づくり委員会開催状況	P8
○第3期大分県森林環境税活用事業実績一覧表	P9-10
○森林・林業関係用語の解説	P11-16

森林環境税の導入状況(全国)

区分	団体名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	超過課税(府県民税等均等割)の税率		R2税収額 (見込み) (億円)
					個人	法人	
導入済 計37府県 及び1市	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	1,000円/年	均等割額の10%増	7.3
	宮城県	みやぎ森林環境税	H23.4	H22.3	1,200円/年	均等割額の10%増	17.0
	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	800円/年	均等割額の8%増	4.5
	山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	1,000円/年	均等割額の10%増	6.7
	福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	1,000円/年	均等割額の10%増	10.5
	茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	1,000円/年	均等割額の10%増	17.6
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	700円/年	均等割額の7%増	8.9
	群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	700円/年	均等割額の7%増	8.7
	神奈川県	水源環境保全税	H19.4	H17.10	均等割:300円/年※	なし	42.0
	富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	500円/年	均等割額の5~12.5%増	3.8
	石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増	3.7
	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	500円/年	均等割額の5%増	2.9
	長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増	6.8
	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	1,000円/年	均等割額の10%増	12.6
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	400円/年	均等割額の5%増	10.0
	愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	500円/年	均等割額の5%増	23.7
	三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	1,000円/年	均等割額の10%増	11.1
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	800円/年	均等割額の11%増	7.0
	京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	600円/年	なし	6.9
	大阪府	森林環境税	H28.4	H27.10	300円/年	なし	11.0
	兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	800円/年	均等割額の10%増	25.8
	奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増	3.8
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	500円/年	均等割額の5%増	2.7
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	500円/年	均等割額の5%増	1.8
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	500円/年	均等割額の5%増	2.0
	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	500円/年	均等割額の5%増	6.0
	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増	8.8
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増	4.0
	愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	700円/年	均等割額の7%増	5.5
	高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	500円/年	500円/年	1.7
	福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増	14.8
	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増	2.5
	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増	3.9
	熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増	5.1
	大分県	大分県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増	3.2
	宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	500円/年	均等割額の5%増	3.1
	鹿児島県	みんなの森づくり県民税	H17.4	H16.6	500円/年	均等割額の5%増	4.5
横浜市	横浜みどり税	H21.4	H20.12	900円/年	均等割額の9%増	29.0	

(R2. 4. 1.時点)

導入済の37府県及び1市の税収合計 350.8 億円

森林環境税に対する県民の意識について（アンケート結果）

		個人（県政モニター）	法人（県内企業）	
対象者（社）数		163	1,000	
回答者（社）数		80	380	
回収率（％）		49%	38%	
アンケート結果	1. 森林の現状を知っていた。	61%	51%	
	森林環境税の導入を知っていた。	42%	27%	
	個人税額(500円/年)を知っていた。	33%	20%	
	個人税額の妥当性について	高い	9%	12%
		妥当	72%	77%
		低い	16%	8%
		無回答	3%	3%
	法人の税額(1,000円～40,000円/年)を知っていた。	19%	16%	
	法人税額の妥当性について	高い	4%	18%
		妥当	65%	71%
		低い	29%	8%
		無回答	2%	3%
	森林環境税事業の認知度 知っていた+だいたい知っていた。		56%	51%
	森林環境税事業の評価 大いに賛成+どちらかと言えば賛成		81%	74%
森林環境税制度の継続について 大いに賛成+どちらかと言えば賛成		87%	77%	
重点を置くべき事業	(1位) 災害に強い森林づくり	災害に強い森林づくり	災害に強い森林づくり	
	(2位) 荒廃森林の整備	荒廃森林の整備	荒廃森林の整備	
	(3位) シカ被害対策の推進	シカ被害対策の推進	シカ被害対策の推進	
	(4位) 林業の担い手確保育成	林業の担い手確保育成	林業の担い手確保育成	
	(5位) 森林環境教育の推進	森林環境教育の推進	森林環境教育の推進	

【調査時期】個人 令和元年11月

法人 令和2年2月

【調査対象】個人 県政モニター 164名

法人 無作為に抽出した県内企業 1,000社

大分県森林づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県森林環境保全基金条例(平成18年大分県条例第26号)第1条に規定する森林環境保全基金(以下「基金」という。)の適正な運用を図るため、大分県森林づくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基金を活用した施策に関する事
- (2) 基金を活用した県民提案事業の審査に関する事
- (3) 基金を活用した事業の成果の検証に関する事
- (4) 新たな森林づくり行動計画に関する事
- (5) 森林環境税の検証、制度の見直しに関する事。
- (6) その他基金の運用に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部森との共生推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

大分県森林づくり委員会 委員名簿

(委嘱期間:平成31年4月22日～令和3年4月21日)

分野		氏名	住所	所属団体等	在任期間
学識 経験者	1	ハヤシ 林 ヒロアキ 浩昭	大分市	国東半島宇佐地域世界農業遺産 推進協議会 会長	2年目
	2	タナカ 田中 ケイ 圭	大分市	大分大学 理工学部 准教授	2年目
林業	3	トウ 後藤 シュウヤ 重也	佐伯市	直川林研グループ 会長	11年目
	4	クドウ 工藤 ヨシエ 佳枝	九重町	久大林産(株)	2年目
木材 活用	5	ヨコヤマ 横山 タイチ 太一	大分市	大成住建株式会社 専務取締役	11年目
	6	ヨシノ 吉野 ダイジ 大二	大分市	大分県木材協同組合連合会 専務理事	3年目
森林 教育	7	アシカガ 足利 ユキコ 由紀子	中津市	NPO法人 水辺に遊ぶ会 理事長	11年目
	8	サガラ 相良 タカノリ 尊徳	玖珠町	大分森林インストラクター会 会長	8年目
漁業 ・海	9	オカザキ 岡崎 ミヤコ 都	中津市	大分県漁業協同組合女性部 監事	4年目
観光 (景観)	10	ヒメノ 姫野 ユカ 由香	大分市	大分大学 理工学部 助教	10年目
消費者	11	タカシ 高司 マリコ 真理子	豊後 大野市	生活協同組合コープおおいた 理事	3年目
企業	12	タヤマ 田山 ケンジ 賢二	大分市	大分銀行 地域創造部	1年目
公募	13	タカマ 詫摩 ケンジ 賢治	杵築市	一級建築士	6年目
	14	ハヤシ 林 ヒロミ 弘美	大分市	NPO法人みどりの森プロジェクト 理事長	2年目

○森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

平成十七年三月三十一日
大分県条例第十二号

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、森林資源の確保並びに現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(平二二条例三九・一部改正)

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十八年度から平成三十二年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(平二二条例三九・平二七条例四七・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十三条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成十七年大分県条例第十二号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例二六・平二二条例二〇・平二二条例三九・平二七条例四七・一部改正)

(基金への積立て)

第四条 知事は、この条例の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、森林環境の保全のための基金に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(平一七条例四〇・旧附則・一部改正)

(個人の県民税に関する特例)

2 平成十八年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十六条」とあるのは「大分県税条例等の一部を改正する条例(平成十七年大分県条例第四十号)附則第三項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十六条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四〇・追加)

- 3 平成十九年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十六条」とあるのは「大分県税条例等の一部を改正する条例(平成十七年大分県条例第四十号)附則第五項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十六条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四〇・追加)

- 4 県税条例附則第七条の三の三の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは、「附則第七条の三の三」とする。

(平二四条例四・追加)

附 則(平成一七年条例第四〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中大分県税条例第五十七条の改正規定、同条例附則第十条及び第十一条の改正規定並びに第二条の規定並びに附則第七項の規定 平成十八年四月一日

附 則(平成二〇年条例第二六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の大分県税条例(以下「新条例」という。)及び第二条の規定による改正後の森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(補則)

- 11 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の適用に関し必要な事項その他のこの条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成二二年条例第二〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する

附 則(平成二七年条例第四七号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大分県森林環境保全基金条例

平成十八年三月三十日
大分県条例第二十六号

(設置)

第一条 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成十七年大分県条例第十二号。以下「森林環境税条例」という。)第一条に規定する森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策を推進するため、大分県森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、森林環境税条例第四条の規定により基金に積み立てる額として一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

大分県森林づくり委員会開催状況

	日時	委員会	協議内容
令和元年度	12月24日	令和元年度第3回	<ul style="list-style-type: none"> 第3期実績報告書の構成について 国の森林環境譲与税について
	3月12日	令和元年度第4回	<ul style="list-style-type: none"> 第3期の森林環境税活用事業の検証 国の森林環境譲与税との関係について
令和2年度	6月30日	令和2年度第1回	<ul style="list-style-type: none"> 県民意識（アンケート結果）について 課題と今後の方向性について
	8月6日	令和2年度第2回	<ul style="list-style-type: none"> 第3期実績報告書（案）の検討 知事と委員の意見交換会

第3期大分県森林環境税活用事業実績一覧（平成28年度～令和元年度）

区分	事業区分	事業の概要	成果指標	合計
I 県民生活と自然環境を守る森林づくり	1 災害に強い森林づくり推進事業			
	(1) 河川沿いの森林整備	河川沿いの森林整備と広葉樹林化	整備面積	112.5ha
	(2) 間伐放置林の整備	強度間伐による針広混交林化	整備面積	2.5ha
	(3) 再造林放棄地の整備	再造林放棄地の広葉樹林化	整備面積	35.1ha
	2 急傾斜地崩壊危険区域緊急伐採事業	急傾斜地崩壊危険区域における森林整備	整備箇所	71箇所
	3 地域の安心基盤づくりサポート事業	河道内と河川沿いの流木及び危険木の除去	整備箇所	18箇所
	4 荒廃竹林整備・利活用推進事業			
	(1) 荒廃竹林整備	荒廃竹林の整備による広葉樹林化	整備面積	4.3ha
	(2) 優良竹林化	荒廃竹林整備によるタケノコ生産林等への優良竹林化	整備面積	35.0ha
	5 魅力ある景観づくり推進事業			
	(1) 九州遊歩道自然整備事業	林内の遊歩道の整備等	整備箇所	3コース
	(2) 景観伐採事業	観光ルート沿線等における雑木等伐採による視点場の確保	整備箇所	64箇所
	6 県営都市公園里山利活用推進事業	県管理施設における里山林保全活動	参加者数	1,542人
	7 森林シカ被害防止対策事業	シカ捕獲の推進、防護柵の設置等	捕獲頭数	139,780頭
	8 おおいた生物多様性保全事業	NPOによる絶滅危惧種の保護措置等自然保護活動	保護対象種の数	7種
9 自然環境保全管理費	祖母傾国定公園学術調査	調査箇所数	4箇所	
10 森と海をつなぐ環境保全推進事業				
(1) 上下流住民等による海岸漂着流木処	NPOやボランティアによる海岸清掃等	参加者数	14,502人	
(2) 漁業者等による港湾内の流木処理活	港湾部などにおける災害由来s流木の除去	整備漁港	23漁港	
11 世界農業遺産関連調査事業	国東半島・宇佐地域における流域の調査など	調査箇所数	2箇所	
12 豊かな水環境保全推進事業	河川流域の水環境保全活動及び広報活動	活動参加者数	9,801人	
事業費小計			549,623千円	

II 森林資源の循環利用による地域活性化	1 再造林促進事業	林業適地における低コスト再造林の推進	整備面積	3,074.0ha
	2 県産竹材利用促進事業	竹工芸の展示会当の開催	来場者数	2,601人
	3 竹産業等振興対策事業	たけのこ生産技術研修等の実施	受講者数	90人
	4 CLT利活用等促進事業	CLT活用にむけた研修会等の実施	受講者数	32人
	5 おおいた型次世代木造住宅創造事業	地域材パネル住宅の見学会やセミナー開催	受講者数	78人
	6 障害福祉施設整備事業	福祉施設等における県産材利用の推進	木材利用量	38m ³
	7 県立スポーツ施設建設事業	県立武道スポーツセンターの屋根構造木造化	木材利用量	985m ³
	8 木造建築物等建設促進総合対策事業	公共施設(フェリー乗り場)の木質化支援	木材利用量	33m ³
	9 森林認証材等供給体制整備事業	オリパラビレッジプラザにおける大分県産材の活用	木材利用量	22m ³
	10 県産品販路開拓支援事業	県立美術館における竹工芸品等の開催	来場者数	47,751人
	11 ラグビーワールドカップ開催事業	RWCの総合案内所における大分県産材利用とPR	設置箇所数	3箇所
	12 国民文化祭開催準備事業	国民文化祭の総合案内所における大分県産材利用とPR	設置箇所数	2箇所
	13 国際芸術文化振興事業	県産材の芸術作品の展示及びワークショップの開催等	参加者数	51人
	14 林業就業準備支援事業	新規就業者研修に必要な備品等の購入支援	支援対象者数	25人
事業費小計			400,914千円	

区分	事業区分	事業の概要	成果指標	合計
Ⅲ 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組	1 森林ボランティア活動促進事業			
	(1) 森林づくりボランティア支援センター	森林ボランティア情報発信、安全講習、刈払機講習など	ボランティア参加者数	50,406人
	(2) 企業参画の森づくり推進事業	企業による森林づくり活動の支援	実施企業数	7社
	(3) 森林づくり提案事業	県民提案型の森林ボランティアや森林環境教育活動に支援	実施団体数	164団体
	(4) 山村多面的機能発揮対策事業	地域住民が協力して実施する里山林の保全活動などに支援	実施団体数	40団体
	2 森林環境学習・木育促進事業			
	(1) 森の先生派遣事業	幼児・児童向け森林環境教育体験のための講師派遣	体験児童数	18,309人
	(2) 名樹とのふれあい事業	特別保護樹木の保全等	保全箇所数	15箇所
	(3) 次代の森林づくり活動リーダー育成	小学生を対象とした森林環境教育研修に支援	参加児童数	140人
	(4) 木育活動促進事業	指導者向けの木育講座やワークショップの開催	参加者数	15人
	(5) 企業参画の木育推進事業	民間施設等への県産材木製品の導入支援	導入施設数	4施設
	(6) 木工の匠育成木育推進事業	青少年を対象とした木工教室の開催	受講生徒数	3校98人
	3 森林環境学習促進事業	森林環境指導者の養成研修会、県産材を活用したアスレチック整備等	体験児童数	15,739人
	4 未来の環境を守る人づくり事業	自然体験学習の実施、環境活動発表会の開催等	参加者数	40,735人
	5 国立公園施設整備事業	くじゅう連山の国立公園受入れ環境の整備	整備施設数	3施設
	6 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの受入れ環境整備	整備箇所数	6箇所
	7 県民の森管理事業	県民の森林案内看板の設置	看板設置箇所数	6箇所
	8 観光行政事務指導費	県産材グッズの作成による県産材のPR	配布人数	250人
	9 みどりの少年団活性化推進事業	みどりの少年団の活動支援	新規設立団数	2団
	10 おもてなしトイレ緊急整備事業	森林公園等におけるトイレの整備	整備施設数	2施設
11 みんなで支える森林づくり推進事業	豊かな国の森づくり大会の開催	参加者数	2,561人	
12 おおいたの森林づくり広報推進事業				
(1) おおいたの森林づくり広報推進事業	森林環境税の認知度	認知度調査結果	42%(6%↑)	
(2) 木でいっぱいおもてなし事業	イベントに併せ県産材を活用した案内所やベンチ等の設置	設置箇所数	4箇所	
13 おおいたうつくし作戦推進事業	おおいたうつくし作戦の推進、普及イベントの開催	参加者数	11,700人	
事業費小計			260,620千円	
事業費合計			1,211,157千円	

森林・林業関係用語の解説

ア行

○ 新たな森林管理システム

適切に経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理したり、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する仕組み。

○ 温室効果ガス

地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等。

カ行

○ 皆伐（かいばつ）

一定面積の立木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

○ 下層植生（かそうしょくせい）

植栽の時期や樹種構成の関係により、木の枝や葉の集まりが、2層以上の構造を有している森林において、下位の層を構成する木及び草本類からなる植物集団を指す。

○ 環境林（かんきょうりん）

下層植生が繁茂し、広葉樹等の多様な樹木等で構成されている森林で、公益的機能の発揮がより望まれる林地（自然公園特別保護地区、河畔林、溪畔林、景勝地等）や、経済性を考慮し木材の生産等に適さない林地（尾根・急傾斜地、痩せ地等）。

○ 管理放棄森林（かんりほうきしんりん）

森林所有者による、適正な管理がなされず放置されている森林。

○ 国の森林環境税（くにのしんりんかんきょうぜい）

パリ協定の枠組みのもとで、温室効果ガスの排出削減目標達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、新たな森林管理システムを踏まえ構築された税制度。令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割とあわせて一人年額千円が課税される。

○ 景観林（けいかんりん）

景観保全を目的とした森林の総称。

○ **更新伐（こうしんばつ）**

森林や樹木などの世代交代を目的とした伐採のこと。人工林の広葉樹林化や天然林の更新を目的とした伐採などがある。

○ **荒廃森林、荒廃竹林**

手入れがなされず荒れた森林、竹林のこと。管理放棄森林に同義。

○ **構造材**

柱や梁など建物を支える構造となる部材。

○ **合板（ごうはん）**

丸太から大根のカツラムキのように薄板をつくり、繊維方向を交互にして接着剤で貼り合わせた板。

サ行

○ **里山林（さとやまりん）**

集落の近くにある森林の総称。集落の近くにあつて、地域住民が日常生活の中で、生活用燃料や堆肥を作るための落ち葉の採取等に利用している、あるいは、利用していた森林。近年では周辺の水辺や農地を含めて里山として扱う場合もあり、生物の生息空間としての重要性が見直されている。

○ **食害（しょくがい）**

シカやイノシシによって、若木が食べられる被害のこと。

○ **植栽（しょくさい）**

苗木を植え付けること。

○ **針広混交林（しんこうこんこうりん）**

針のような葉をもつ「針葉樹」と、平たくて広い葉をもつ「広葉樹」が混ざりあった森林。

○ **人工林（じんこうりん）**

苗木の植栽や播種など人為によって更新された森林。

○ **森林ESD（しんりんいーえすでいー）**

「森林の中で」「森林について」「森林の為に」を組み合わせ、子ども達の発達段階にあわせた一連の学びを提供する教育活動の考え方。

○ **森林が有する多面的機能（しんりんがゆうするためんてききのう）**

森林の有している機能で、森林が人間に、ある効用を及ぼす時、その効用を及ぼす能力を森林の機能という。一般に木材生産機能、保健・教育・文化機能、野生動植物の生息地保護機能、水源かん養機能、防災機能、生活環境機能、などが挙げられる。

○ **森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）**

国の森林環境税の収入額に相当する額が、客観的な基準により、都道府県・市区町村に譲与されたも

の。譲与額の基準は「私有林人工林面積」「林業就業者数」「人口」の3つの基準によって決定される。森林環境譲与税は、新たな森林管理システムの適切な運用に向け、都道府県・市区町村がそれぞれの実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用さ

○ 森林資源（しんりんしげん）

直接的な意味では、森林から採取して生活に用いられる有用な材料や原料となるものをいい、製材、紙、パルプなどに用いられる木材、落葉や枝を含めた薪や炭などの燃料材、キノコ、薬草、木の実、竹、樹皮、樹液、樹枝、繊維、染料など市場で取引される商品、および日常生活での必需品など。その後、水や空気や土壌など森林の存在によって生じる自然環境、さらには、水、大気、土などの物質そのものよりも、水の循環、大気浄化や気候の安定、土の生産・流出防止などの森林に備わっている環境維持機能も森林資源であると考えようになってきた。

○ 森林資源の循環利用（しんりんしげんのじゅんかんりよう）

樹木を伐採し、建築用材等として利用し、伐採後は跡地に次の森林を植えて育てる。この「植える→育てる→使う→植える」というサイクルのこと。

○ 森林所有者（しんりんしゅゆうしゃ）

森林を保有する者あるいは所管する者。

○ 森林生態系（しんりんせいたいけい）

森林の植物を中心とした生態系のこと。樹木だけでなくコケ類や草本、そこに集まる昆虫類、鳥類、ほ乳類のほか、土壌の微生物類も含む。

○ 森林整備（しんりんせいび）

森林施業とそのために必要な施設（林道など）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

○ 森林認証材（しんりにんしょうざい）

適正に管理された認証森林から生産される木材等を、生産・流通加工工程でラベルを付すなどして分別し、表示管理することにより、持続的な森林経営を支援する仕組み。またそれにより生産された木材のこと。

○ 森林の公益的機能（しんりんのこうえきてききのう）

森林のもつ機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能などという。

○ 森林ボランティア（しんりんぼらんていあ）

自主的に森林づくり活動に参加し、自らの責任において判断し行動する人たちのこと。森林ボランティアの出発点はあくまでも、森林づくりへの自主的な参加であり、その動機や関わり方も様々である。森林づくり活動を通して自らが森林の大切さについて認識するとともに、さらに周りの方々に森林の働きを伝達する担い手として期待されている。

○ **水源かん養機能（すいげんかんようきのう）**

洪水を緩和させる、流量を安置させる、水質を浄化する等、森林の持つ水資源を保全する働きのこと。

○ **製材品（せいざいひん）**

丸太から角材や板材を挽き出すこと、またはその製品。

○ **生産林（せいさんりん）**

林木の生育に適した土壌を有し、人工林を主体に構成された森林。成長量が高い森林がまとまっており、緩・中傾斜地を中心に林道等の基盤施設が適切に整備されている、または整備可能であり木材等生産機能を重視する森林。

○ **生物多様性（せいぶつたようせい）**

生物が多くの種に分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性という。

○ **全国育樹祭（ぜんこくいくじゅさい）**

昭和52年以来、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、皇族殿下によるお手入れや参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されているもの。大分県においては、令和4年度に第45回全国育樹祭の開催が予定されている。

○ **素材（そざい）**

木を切り倒し、枝を払い、用途に応じた長さに切って生産された丸太のこと。

○ **造林（ぞうりん）**

森林の生育過程を通して、育成管理すること。

夕行

○ **地域材（ちいきざい）**

大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材のこと。

○ **地球温暖化（ちきゅうおんだんか）**

二酸化炭素やメタンなど、温室効果ガスの大気中の濃度が上がることにより、地球上の熱が大気圏外へ放出されにくくなって気温が上昇する現象。

○ **中核林業経営体（ちゅうかくりんぎょうけいえいたい）**

年間の素材生産量が1万㎡以上かつ再生林の実行体制を有する林業事業体のこと。

○ **低コスト再生林（ていこすとさいぞうりん）**

1ヘクタール当たりの植栽本数を従来の3,000本から1,500~2,000本に減らした再生林のこと。植栽費用を低減できるとともに、植栽後の育林コストの低減にもつながる。

○ 天然林（てんねんりん）

主として、周囲の樹木から運ばれてきた趣旨が発芽・成長して衛星された森林。自然の力によって成り立った森林であり、人工林に対して使われる言葉である。

ナ行

○ 内装材（ないそうざい）

建物の床や壁、天井などに使う仕上げ材のこと。

ハ行

○ バイオマス燃料

再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。例えば、木質のバイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。

○ 剥皮被害

シカが樹木の幹に角をこすりつけることや、樹木の皮を食べることで発生する被害。樹皮が剥がされた樹木は、木材にしたときの質の低下や樹木の枯死が起きる。

○ 萌芽（ぼうが）

伐採後の切り株から、新たな芽が出ること。主にクヌギやコナラなどの広葉樹で見られ、萌芽が成長し森林が成立することを萌芽更新という。

○ 防護柵（ぼうごさく）

シカやイノシシなどによる、樹木や農作物への被害を防ぐために設置する柵のこと。支柱に網をアンカーピン等で固定するもので、主に林業においてはステンレスや強化繊維を編み込んだネットを用いることが多い。

マ行

○ 民有林（みんゆうりん）

個人、地方公共団体などが持ち主の森林。国が持ち主である国有林以外の森林のこと。民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、甲有隣（県有、市町村有、財産区分有等）がある。

○ 無立木地（むりゅうぼくち）

土地に占める、樹木の枝や葉の占める投影面積が30%未満の土地。「伐採跡地」や「未立木地」のこと。

○ 木育（もくいく）

幼児期から原体験としての木との関わりを深め、豊かな暮らしづくり、社会づくり、そして森づくりに貢献する市民の育成を目指す活動。

○ **木材産業（もくざいさんぎょう）**

木材を原料とした加工・流通に関連する生産業、販売業の総称。

○ **木質バイオマス発電所（もくしつバイオマスはつでんしょ）**

木材の樹皮やおがくず、チップなどの木質系バイオマスをボイラーで燃焼して電力と蒸気を取り出す発電施設をいう。

○ **森の先生（もりのせんせい）**

県に登録された、森に関する専門知識や森林体験活動等の経験を有する専門家。幼稚園や小学校等に派遣され、子どもたちを対象とした森林環境教育活動を行う。

ラ行

○ **流木（りゅうぼく）**

豪雨災害等により、河川に流れ出した樹木のこと。

○ **立木（りゅうぼく）**

地面に生育している樹木のこと。

○ **林業経営（りんぎょうけいえい）**

林地を生産基盤として林産物（主に木材）の生産・販売などをする営みをいう。

○ **林齢（りんれい）**

森林の年齢のこと。人工林では、苗木を植えた年を「1年」として、以下「2年」、「3年」…と数える。